十二　取引価格の決定方法（特定店頭デリバティブ取引において当事者が想定元本として定めた金額が、第百二十五条の八第二項各号に掲げる特定店頭デリバティブ取引の効力が生じる日から当該効力が消滅する日までの期間の区分に応じ、当該各号に定める金額以下である場合には、次のイに掲げるもの又は次のイ若しくはロに掲げるもののいずれかを顧客が選択することができるものに限る。）及び取引の成立の時期

イ　前号の規定により公表された自己又は顧客の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法

ロ　顧客の間の交渉（顧客の指定に基づき三以上の他の顧客に対して売付け又は買付けの気配の提示を求め、当該求めに応じ当該他の顧客が提示した売付け又は買付けの気配、前号の規定により公表された売付け又は買付けの気配及び自己が売付け又は買付けの気配を提示する場合における当該気配を当該顧客に通知した上で行うものに限る。）に基づく価格を用いる方法

十三　法第六十条の十四第二項において準用する法第四十条の七第二項の規定に基づく公表を行う方法

十四　電子店頭デリバティブ取引等業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法

十五　電子店頭デリバティブ取引等業務に係る決済の方法（法第百五十六条の六十二第一号又は第二号に掲げる取引に基づく債務を金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に適切かつ迅速に負担させるための方法を含む。）及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法

十六　電子店頭デリバティブ取引等業務に係る取引記録の作成及び保存の方法

十七　電子店頭デリバティブ取引等業務の執行状況について、検査を行う頻度、部署（当該業務の一部を他の者に委託する場合にあっては、その者を含む。）の名称及び体制

十八　不公正な取引の防止の方法その他の取引の公正の確保に関する事項

十九　その他電子取引基盤運営業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項

（許可申請書の添付書類）

**第二百三十二条の五**　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　電子店頭デリバティブ取引等業務の開始を決議した役員会等の議事録

二　本店又は電子店頭デリバティブ取引等店（法第六十条の十四第二項において読み替えて準用する法第六十条の二第一項第三号に規定する電子店頭デリバティブ取引等店をいう。以下同じ。）が所在する全ての国において登録等を受けていることを証する書面

三　全ての電子店頭デリバティブ取引等店において、電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を一年以上継続して行っていること、又は令第十七条の十の四第二項に定める場合に該当することを証する書面

四　純財産額を算出した書面

五　役員、電子店頭デリバティブ取引等店所在国における代表者（法第六十条の十四第二項において読み替えて準用する法第六十条の二第一項第三号に規定する電子店頭デリバティブ取引等店所在国における代表者をいう。）及び国内における代表者（以下この款において「役員等」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

六　役員等の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

七　役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

八　役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

九　電子店頭デリバティブ取引等業務を管理する責任者の履歴書

十　電子店頭デリバティブ取引等業務に関する社内規則

十一　電子店頭デリバティブ取引等業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

十二　電子店頭デリバティブ取引等業務を行う際に使用する電子情報処理組織において、不公正な取引の防止を図るために講じている措置を記載した書面

十三　前条第十四号に掲げるものに関する許可申請者と特別の利害関係のない者の評価書

（人的構成の審査基準）

**第二百三十二条の六**　法第六十条の十四第二項において読み替えて準用する法第六十条の三第一項第一号ルに規定する電子店頭デリバティブ取引等業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、許可申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一　その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

二　役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

（許可申請書記載事項の変更の届出）

**第二百三十二条の七**　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第一号に掲げる事項に変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第二号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ロ　当該変更による純財産額の変動を記載した書面

三　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ロ　新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

(2)　住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(3)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(4)　法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第四号に掲げる事項に変更があった場合（電子店頭デリバティブ取引等店の名称に変更があった場合に限る。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面